

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

●口座振替に変更できます

保険料が年金から差し引かれている方、または今後差し引かれる予定の方のうち、次のいずれかに当てはまる方は、町への申し出により口座振替で納めることができます。

①国民健康保険税を世帯主として確実に納めていた方
(過去2年間未納がない方)
⇒ 本人の口座から納められます。

②世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方
⇒ 世帯主か配偶者の口座から納められます。

* 年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

保険料は 税金の控除の対象となります

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料が年金から差し引かれている場合は、差し引かれている方の控除の対象となります。

なお、本人以外の世帯主か配偶者の口座から保険料を納めている場合は、口座振替によって支払った世帯主か配偶者の控除の対象となります。

●高額療養費を支給します

1か月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費として表1の限度額を超えた額を支給します。該当する方には、口座に振り込む前に支給決定通知書でお知らせします。また、該当する方のうち、まだ振込口座を登録していない方には申請書をお送りしますので、役場担当係に提出してください。

表1 高額療養費の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	8,000円	区分Ⅱ 24,600円
		区分Ⅰ 15,000円



← 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12か月の間に、外来+入院の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は、44,400円です。

●入院したときの食費や居住費がかかります

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、表2のとおり食費や居住費を自己負担します。

表2 入院したときの食費及び居住費

所得区分	入院したとき 1食当たりの食費	療養病床に入院したとき	
		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	260円	460円	320円
一般	260円	460円	320円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ 210円	90日を超える場合は160円 210円	320円
	区分Ⅰ 100円	130円 老齢福祉年金受給者は100円	320円 老齢福祉年金受給者は0円

※住民税非課税世帯(区分Ⅰ・Ⅱの方)は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場担当係に申請してください。

[お問い合わせ先] ●北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

●役場本庁保健福祉課高齢者医療係 0137-84-5111 / ●瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係

☎0137-87-3311 / ●大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ☎01398-4-5511

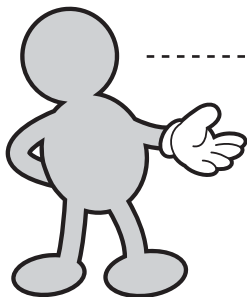
北海道苦情審査委員制度のお知らせ

「北海道苦情審査委員制度」のご利用を！

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。
苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

■連絡・問い合わせ先

・北海道知事政策部知事室道政相談センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5022（直通） **FAX** 011-241-8181 E-mail: kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp



プルサーマルとは、使用済燃料をリサイクルしてプルトニウムを通常の原子力発電所で使うことです。

泊発電所における プルサーマル計画について

北海道及び地元4町村（泊村、共和町、岩内町及び神恵内村）では、本年4月に北海道電力㈱から「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」（安全協定）第2条に基づき、泊発電所3号機におけるプルサーマル計画に関する事前了解の協議の申し入れを受けました。

プルサーマル計画については、安全性の確保を最優先として慎重な検討が求められることから、現在、北海道では地元4町村と共同で、地元住民をはじめとした道民の皆様方からのご意見などを広く伺いながら、「プルサーマル計画に関する有識者検討会議」により、プルサーマル計画の安全性について科学的かつ専門的な見地から検討を進めています。

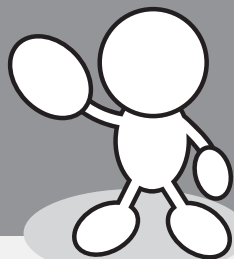
*詳しくは北海道のホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/p_top.htm
なお、検討状況については、道内各支庁においても関係資料の閲覧が可能です。

■問い合わせ先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課環境安全グループ **TEL** 011-204-5012（ダイヤルイン）

屋外広告物のルールを ご存知ですか？

9月は屋外広告物クリーン強調月間です。ルールを守って美しいまちなみをつくりましょう。



北海道では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため「北海道屋外広告物条例」を定めています。この制度を道民の皆さまに知っていただき、美しいまちなみや風景を保つために6月9月を「屋外広告物クリーン強調月間」と定め、市町村や関係機関を協力して広報活動やパトロールなどを行っています。

■広告物の掲出にはルールがあります。

屋外広告物を掲出するには原則として知事（支庁長）の許可が必要です。

■はり紙・札等、広告旗、立看板等の除却

北海道屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示しているはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、市町村が除却することができます。

■問い合わせ先

・屋外広告物の許可申請／檜山支庁建設指導課主査（まちづくり） ☎ 0139-52-6630
・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却／せたな町建設水道課 ☎ 0137-84-5111